

文 政 第 8 1 4 号  
平成 1 8 年 9 月 2 8 日

沖縄県知事  
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県知事  
稲 嶺 恵 一

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価準備書  
に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 8 年 3 月 2 7 日付  
け宮農第 1083-2 号により送付されたみだしの環境影響評価準備書について、同条例  
第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

## 県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業実施区域は、大部分が既存農地で計画されているが、区域内には自然度の高いアダン群落、タブノキ群落等が一部残っており、そのわずかに残された自然環境は動植物の貴重な生息・生育の場となっている。また、同区域周辺の沿岸域は、県が策定した「自然環境の保全に関する指針〔宮古・久米島編〕」(沖縄県 平成11年3月)において、自然環境の厳正な保護を図る区域であるランク に評価されている。

本事業は、既存農地におけるほ場区画の整形化及び機械化農業に必要な地区内農道の整備であるが、事業実施面積が207haと大規模であることや工期が長期間に及ぶこと等から、本事業に係る環境影響評価について適切に予測・評価を行い、環境保全措置を十分に検討することにより、環境への負荷を可能な限り回避又は低減し、地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じる必要がある。

以上のことを踏まえ、環境影響評価準備書において示された調査結果の整理・解析、予測及び評価の結果並びに環境保全措置、事後調査の内容について、下記の事項に留意して環境影響評価準備書の修正を行い、環境影響評価書を作成すること。

なお、対象事業実施区域内の除外地区については、事業者の実行可能な範囲において、その土地利用によって生じる可能性のある環境への影響について、適正な措置が講じられるよう、土地所有者、耕作者、関係機関等と連携を図ること。

### 記

#### 【全体的事項】

1 土地改良を含む農業農村整備事業の実施にあたっては、食料・農業・農村基本法の制定及び土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の基本原則となったことから、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷を回避又は低減するための措置を講じることが必要であり、更には、これまで失われてきた環境の回復や、良好な環境の創造という視点も必要である。以上の観点から、本事業における環境との調和及び環境保全対策に関して、以下の事項を具体的に記載すること。

- (1) 本事業を計画するに至った検討経緯及び検討結果
- (2) 本事業計画において環境との調和に配慮した事項
- (3) 環境保全対策として準備書に記載されている「環境の保全及び創出に向けての基本方針」における環境との調和に配慮した事項

2 本事業計画においては、本手続きにおける環境の保全の見地からの意見、宮古島市農業農村整備事業環境情報協議会の検討結果、並びに今後の社会情勢、土地所有者及び地元自治会の意向等を用地の設計や農業形態等に反映すること。

### 3 緑化計画について

防風林及びグリーンベルトに植栽する植物については、対象事業実施区域周辺の現存植生、生態系、環境条件等を考慮して、選定した理由を具体的に記載すること。

### 4 防災計画について

工事中の赤土等流出防止対策については、図面等を用いて工区毎の具体的な対策を記載すること。

### 5 雨水排水計画について

(1) 対象事業実施区域における降雨時の表流水の流れ及び透水性の低い地域やドリーネについて把握するとともに、その内容及び具体的な位置を記載すること。

(2) 対象事業実施区域に透水性の低い地域が存在すること、天地返しによる透水性低下の可能性及び土壌流出に対する安全性を考慮して、流出係数を設定するとともに、その根拠を具体的に記載すること。

(3) 浸透池については、土砂の堆積による容量の減少及び目詰まりによる透水性の低下が考えられることから、設置後の維持管理について具体的に記載すること。

### 6 事業採択後の初年度に予定されている測量設計業務の内容について、具体的に記載すること。

#### 【大気環境関係】

7 大気質の一般粉じんについては、浮遊粒子状物質と同じ手法で予測・評価が行われていることから、降下ばいじん量として予測・評価すること。

8 建設作業騒音の予測結果については、大福牧場事務所（予測地点 St.1）及び西原地区住宅地（予測地点 St.2）で環境基準相当値を超過していることから、必要な環境保全措置を実施すること。

#### 【水環境関係】

### 9 赤土等による水の濁り及び底質について

(1) 海域の浮遊物質及び透視度の調査結果については、降雨時よりも平常時の方が高い値を示していること、また、調査の前日に大雨が降っていることから、降雨による水の濁りの影響を的確に捉えていない可能性も考えられる。このことから、対象事業実施区域における降雨時から海域の水の濁りの影響が最大となるまでの時間を考慮して、調査結果の妥当性を記載すること。

(2) 赤土等による水の濁りの影響については、濁水がドリーネに流れ込み地下空洞を通じて海域へ流出する可能性も考慮して予測・評価すること。また、工事中、石灰岩中に地下空洞が確認された場合も、濁水が地下空洞を通じて海域へ流出する恐れがあることから、現

時点で想定される環境保全対策について、図面等を用いて具体的に記載すること。

- (3) 大浦湾奥(調査地点C)における海域の底質調査結果は、粘土及びシルトの割合が大きく、底質中懸濁物質含量測定値がランク8であることから、大浦湾奥(調査地点C)に堆積している土砂の由来について明らかにすること。なお、陸域からの土砂流出の可能性がある場合には、適切な環境保全措置を講じること。

#### 10 地下水について

- (1) 事業の実施による地下水への影響、並びに地下水の流末と考えられるヒダ川及びユスヌカーへの影響については、大規模な土地の形状の変更に伴い地下浸透の状況が変化することを考慮して予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- (2) 事業の実施による地下水及び湧水への影響の予測にあたっては、これまでに実施された他のほ場整備事業等の事例を参考にすること。
- (3) 前述9及び10(1)、(2)を考慮して、環境影響評価方法書に示した「数値シミュレーション解析による方法等」を行わなかった理由を具体的に記載すること。

#### 【自然環境関係】

- 11 動植物の貴重種については最新の知見「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物〔動物編〕」等に基づき、調査結果を整理・解析するとともに、新たに貴重な種として位置づけられた種についても予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- 12 当該準備書に掲載されている現存植生図については、現況及び航空写真との不整合箇所があることから、再調査を実施するとともに、現況を把握することができる適正な現存植生図を作成すること。
- 13 対象事業実施区域の樹林地及び植物群落については、植生自然度について整理するとともに、植生自然度の高い場所及び宮古島の特徴的な植生が残された在来の残存二次林は、保全すること。なお、樹林地等の保全にあたっては、対象事業実施区域と樹林地等の境界を明らかにするとともに、周辺環境の状況を考慮して現況に近い形で保全すること。
- 14 事業の実施による植物群落への影響については、群落ごとの改変面積及び改変率を用いて予測・評価すること。
- 15 ハリツルマサキ及びオキナワソケイの移植にあたっては、専門家等の指導・助言を受けるとともに、移植方法、移植場所等について具体的に記載すること。
- 16 ハリツルマサキ及びオキナワソケイ以外の移植可能な樹木についても、可能な限り防風林又は敷地境界の樹木等として利用することを検討すること。

- 17 は虫類・両生類については、水環境に依存する種が多いことや夜行性等の生態的特性を考慮して、調査場所、調査時期、調査時間帯等を設定し、四季調査を実施すること。また、主な生息環境を明らかにした上で、生息環境の改変の程度及び事業の実施による影響について予測・評価すること。
- 18 新たに設置されるU型側溝により、鳥類の雛や虫類等の移動阻害を生じる可能性があることから、小動物保護型側溝の設置等の環境保全措置を検討すること。
- 19 昆虫類の調査手法については、冬季にライトトラップ調査及びピットフォールトラップ調査を行わなかった理由を記載すること。
- 20 海域生物への影響の予測結果については、事業の実施による生息環境への直接的影響はないとしているが、前述 9、10 の検討結果及び予測結果を踏まえ、海域生物への影響の可能性がある場合は、再度、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- 21 陸域生物及び陸域生態系の予測・評価にあたっては、陸域生物の生態的特性及び生息・生育環境等を踏まえた上で予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- 22 対象事業実施区域に存在する石積み排水路等の水辺空間については、水源かん養機能及び生態系の機能について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

#### 【人と自然との触れ合いの関係】

- 23 眺望景観における景観資源の基礎的要素については、宮古島の農村景観、郷土景観の特性及び西原地区の景観概況について把握するとともに、これまでの土地改良事業による農村景観等の変遷についても記載すること。
- 24 眺望景観における景観資源については、郷土性及び減少性の観点を追加して再度抽出し、予測・評価すること。
- 25 囲繞景観の景観区については、標高や傾斜区分といった地形的要素、植生区分等の地被的要素、現地踏査による目視観察結果等の情報を考慮した上で、より詳細に区分するとともに、認識項目として減少性を追加し、各景観区における普遍価値及び固有価値について具体的に把握すること。また、その結果を踏まえた上で、各景観区における改変面積や改変率、状態の変化及び状態の変化による価値の変化について予測・評価すること。
- 26 石積み排水路、ヒダ川、ユスヌカー等については、「文化財保護法」等に基づく指定又は登録はされていないが文化財に準ずるものと考えられることから、これらの歴史的・文化的価値について把握するとともに、事業の実施による影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

27 御嶽、拝所及び墓地については、利用者のアクセスルートを明らかにした上で、事業の実施によるアクセス特性の変化について予測・評価すること。

#### 【環境への負荷関係】

28 事業の実施により発生する伐採木については廃棄物の減量化及び再資源化を図る観点から、可能な限りマルチング材等としてリサイクルすることを検討するとともに、発生量、有効利用量、処分量及び処理方法について具体的に記載すること。

29 産業廃棄物に該当する使用済みのマルチング用ビニール、肥料・農薬の袋等については、発生量が少なく各農家が個別に処理しているとしているが、供用開始後においても、常に廃棄物として発生することから、これらの廃棄物の年間発生量を記載するとともに、廃棄物処理法に基づき、適正に処理させるための環境保全措置を記載すること。

#### 【事後調査関係】

30 事後調査の手法、調査時期、調査期間等については、その具体的な内容を記載すること。

31 赤土等の流出による海域への影響については、定性的な予測で不確実性を伴うことから、事後調査項目として海域における赤土等による水の濁り及び底質中懸濁物質含量を追加すること。

32 地下水の事後調査について

(1) 事業の実施による影響を適切に把握するため、環境影響評価時と事後調査時の調査地点は、同一地点とすること。また、事後調査項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を追加すること。

(2) 地下水の流末と考えられるヒダ川及びユスヌカーについても事後調査地点として設定すること。なお、ヒダ川については、事後調査結果との比較を行うため、環境影響評価書作成前に地下水の水質調査を実施し、その結果を記載すること。